



発行 新潟県

第51号

平成30年7月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 744 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 745 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 746 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 747 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 748 保安林の指定解除予定（治山課）
- 749 公共測量の実施通知（監理課）
- 750 公共測量の終了通知（監理課）
- 751 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 752 道路の区域変更（道路管理課）
- 753 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

人事委員会公告

平成30年度新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

平成30年度新潟県警察官 A（大学卒業者）・B（大学卒業者以外）採用試験の実施（人事委員会事務局総務課）

正 誤

平成29年7月4日付け県報第51号告示第822号中（食品・流通課）

平成30年5月11日付け県報第36号告示第533号中（食品・流通課）

告 示

◎新潟県告示第744号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
柏崎市日石町字仲才身1556番の一部、1559番の一部、1560番の一部、1561番の一部、字小二百刈1566番の一部、字塩込1570番の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第745号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成30年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
南町薬局	村上市南町2-4-50	精神通院医療	平成30年7月1日

◎新潟県告示第746号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
丹野神経内科クリニック	燕市吉田2758-1	精神通院医療	平成30年7月1日
みらい吉田薬局	燕市吉田大保町28-15	精神通院医療	平成30年7月1日
みなづき薬局	長岡市千歳1-3-40	精神通院医療	平成30年7月1日
エム・ケイ薬局かきざき店	上越市柿崎区柿崎6411-2	精神通院医療	平成30年7月1日
しなの薬局吉田店	燕市吉田2757-3	精神通院医療	平成30年7月1日
よつば薬局新発田店	新発田市新富町2-6-18	精神通院医療	平成30年7月1日

◎新潟県告示第747号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年7月3日

新潟県知事 花角 英世

漁協	加入区の名称	区域
青海町	青海町	新潟県糸魚川市大字須沢、大字今村新田、大字田海、大字寺地、大字青海、大字橋立、大字歌、大字外波、大字市振、大字上路一円の区域

◎新潟県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年7月3日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市北区島見町浜原1の136・1の416・1の421（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、
1の408、1の409、1の413、1の414、2の558、太郎代浜辺1の1137、1の1138
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
港湾施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟地域振興局農林振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市北区島見町浜原1の136（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
港湾施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟地域振興局農林振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第749号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（平成30年度 1/2,500管内図（白図）作成業務委託）
- 2 作業期間 平成30年5月30日から平成30年12月20日まで
- 3 作業地域 村上市

◎新潟県告示第750号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、GNSS水準測量）
- 2 作業期間 平成29年7月18日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼市

◎新潟県告示第751号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成30年5月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高橋組
高橋 光衛
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市小舟町3-665-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（特-27）第843号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社鷺尾土木
鷺尾 弘子
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市田端町8-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第20632号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年5月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
SK重機
川崎 榮
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市佐々木277
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42337号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年5月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
亀田架設
玉木 康太
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区西町3-1-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44943号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年5月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
アジュール設計室
永井 哲史
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字平牛920-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44945号
-

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 4 月 27 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 5 月 10 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社協和技建
渡辺 浩一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区黒埼2654
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第14692号
 - 5 処分の内容 防水工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 5 月 10 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 5 月 22 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社内山組
高橋 賢一
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市肴町18-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-26）第135号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 4 月 23 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 4 月 27 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社破入組
安中 久
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺泊求草字五社46-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-25）第7027号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 4 月 27 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 5 月 22 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小林電気工事
小林 道夫
 - 3 主たる営業所の所在地
-

新潟市東区秋葉1-32-6

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41861号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年5月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

ナカデン工業

中静 隆夫

3 主たる営業所の所在地

長岡市北山2-38-15

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43036号

5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年5月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

リアルエステイトZ e s t

保坂 清美

3 主たる営業所の所在地

上越市中央2-9-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45229号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年5月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社池田造園土木

渡邊 繁雄

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市美佐島107-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第38508号

5 処分の内容 土木工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年5月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社大央開発

林 大介

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市姥島新田241

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第18833号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年5月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年5月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社大佐渡開発

池野 利廣

3 主たる営業所の所在地

佐渡市相川下戸村226-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42263号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年5月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

仁多見建築

仁多見 富造

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市月崎205-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43193号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年4月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社小林電機マシン

小林 伸司

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区新崎2-7-76

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43101号

5 処分の内容 建築工事業、電気通信工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年4月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社丸吾佐藤建具店
佐藤 憲吾
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市河根川町619
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第40615号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年5月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社村木塗装
村木 英一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区東本町2-5-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第14898号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社亀田車輛
塚本 良平
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区所島2-5-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23373号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小池建築
小池 真智
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市大字小坂1324-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39190号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
福祉住宅環境整備
石黒 秀一
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山二ツ2-9-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44271号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第752号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成30年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒倉野中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町七名字与惣沢乙3375番7から	新	10.6~30.8メートル	244.1メートル
同郡同町七名字正木沢乙3427番1まで	旧	7.4~30.8メートル	244.5メートル

◎新潟県告示第753号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成30年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 黒倉野中線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町七名字与惣沢乙3375番7から同郡同町七名字正木沢乙3427番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月3日

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電動式ドリルシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年7月3日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
電動式ドリルシステム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成30年10月31日(水)
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成30年7月10日(火)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成30年7月11日(水)午前10時30分
新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないと
きは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

人事委員会公告

平成30年度新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験の 実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（高校卒業程度）及び新潟県市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験を行う。

平成30年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	8人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁若しくは地域機関又は県立学校等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
	警察事務	3人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事する。
	総合土木	8人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
	電気	3人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事する。
義務教育諸学校 事務職員	学校事務職員A	23人程度	新潟市以外の県内の市町村立義務教育諸学校で、学校運営等に関する総務、学務、財務等の学校事務に従事する。
	学校事務職員B	2人程度	

2 受験資格

(1) 県職員採用試験（高校卒業程度）

平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

(2) 市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験

◎学校事務職員A

平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

◎学校事務職員B

昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 県職員採用試験（高校卒業程度）については、新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日

から2年を経過しない人

オ 市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験については、新潟県教育委員会から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

ア 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木・電気以外）・市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験（A・B共通）

教養試験を高等学校卒業程度で行う。

作文試験を行う。ただし、第2次試験として評価する。

イ 県職員採用試験（高校卒業程度。総合土木・電気）

教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度で行う。

◎教養試験は、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、筆記試験（択一式）により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場	
		受験地	場所 所在地
平成30年9月23日（日）	午前9時から 午前9時30分まで	新潟市	新潟大学五十嵐キャンパス総合教育研究棟
			新潟市西区五十嵐2の町8050番地
		長岡市	県立長岡大手高等学校
			長岡市沖田2丁目357番地
		上越市	県立看護大学
			上越市新南町240番地
		佐渡市	県立佐渡高等学校
			佐渡市石田567番地

(3) 合格発表

平成30年10月4日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、適性検査及び面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成30年10月16日（火）から10月29日（月）まで（予定）のうち、第1次試験合格通知で指定する日に新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）（予定）において行う。

(3) 最終合格者の発表

平成30年11月8日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	試験	種目	配点※	基準
高校卒業程度 義務教育諸学校事務 職員（A・B共通）	第1次試験	教養試験（全職種共通）	100点	それぞれ正答率3割5分以上 （基準は目安であり、基準を 引き下げることがある。）
		専門試験（総合土木・電気）	100点	

	第2次試験	作文試験（総合土木・電気以外）	20点	11点以上
		面接試験（全職種共通）	130点	50点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

- A：ある受験者の粗点（正答数）
- B：当該種目の平均得点
- C：当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、知事や教育委員会等、各任命権者からの請求に応じて推薦され、各試験職種の欠員の状況により採用が決定される。

なお、市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験による採用は、新潟市以外の県内市町村職員として採用されるものであり、県職員として採用されるものではない。

(2) 採用は原則として平成31年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

平成30年度新規学校卒業者の初任給（地域手当を含む。）は、一般事務、警察事務、総合土木及び電気（高校卒業程度）並びに義務教育諸学校事務職員で153,772円であった。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表にそれぞれの試験の種類に応じ「高卒程度試験請求」又は「学校事務試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) から電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、8月13日(月)午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係(025-280-5538)まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、平成30年7月3日(火)から8月24日(金)まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月24日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

平成30年度新潟県警察官A（大学卒業者）採用試験（第2回）及び警察官B（大学卒業者以外）採用試験の実施について（公告）

次のとおり新潟県警察官（巡査）の採用試験を行う。

平成30年7月3日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
男性警察官A	8人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人

		イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人（以下に掲げる内容に該当する人又は平成31年3月31日までに該当する見込みの人） ・外国において、学校教育における16年の課程を修了した人
女性警察官A	2人程度	・大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された人 ・専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人 ・防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校大学部を卒業した人 ・職業能力開発総合大学校総合課程（長期課程）を修了した人
男性警察官B	59人程度	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月31日
女性警察官B	7人程度	までに卒業見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）を除く。

男性警察官B採用試験の第1次試験は、新潟県が東京都（警視庁）と共同で実施するもので、申込みの際に志望先として新潟県、東京都（警視庁）のいずれかを選択できる。ただし、東京都（警視庁）を第1志望とした場合は、新潟県を第2志望とすることはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の日時・場所

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	職種	試験会場
第1次試験	平成30年9月16日(日) 受付時間 午前8時30分から 午前9時30分まで	警察官A	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずぎ野3丁目1番1号)
		警察官B	新潟国際情報大学 (新潟市西区みずぎ野3丁目1番1号) 新潟県立長岡農業高等学校 (長岡市曲新町3丁目13番1号) 新潟県立上越テクノスクール (上越市大字藤野新田333番2)
第2次試験 (新潟県の場合)	平成30年10月13日(土) (予定)及び11月9日 (金)から11月27日(火) (予定)までのうち 指定する日時	警察官A	新潟大学五十嵐キャンパス教育学部棟(予定) (新潟市西区五十嵐2の町8050番地)
		警察官B	新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町4番地1) 日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査I	職務に必要な体力を有するかどうかを検査（腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び）す

	る。
--	----

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論作文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B受験者について行う。
体力検査II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(20メートルシャトルラン)する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務執行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務執行に支障を来すおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準(男女共通)
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務執行上支障がないこと。
聴力	職務執行上支障がないこと。
関節等	職務執行上支障がないこと。

(3) その他

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験(適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第1次試験	教養試験	警察官A	50点	
		警察官B	45点	
	体力検査I	腕立て伏せ	適否	10点
		反復横跳び		10点
立ち幅跳び		10点		
第2次試験	面接試験	130点	50点以上	
	論作文試験	30点	12点以上	
	体力検査II	20メートルシャトルラン	適否	男性32回以上 女性19回以上
	身体検査	基準内	身体基準のとおり	

○体力検査Iの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査I・体力検査IIの記録は、第2次試験における面接試験の参考とする。

7 合格者の発表(新潟県を第1志望とした人の場合)

区分	日時	方法
第1次試験合格者	平成30年10月4日(木)午後1時(予定)	県庁内の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
最終合格者	平成30年12月13日(木)午後1時(予定)	県庁内の広報展示室(1階)前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、

	第2次試験受験者に通知する。
--	----------------

8 合格から採用まで（新潟県の場合）

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 平成31年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A（第2回）採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として平成31年4月1日である。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、警察官Aは6か月間、警察官Bは10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与・待遇等（新潟県の場合）

- (1) 採用後の給料は、平成30年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で222,995円、警察官B採用者で182,700円（地域手当を含む。）である。また、職歴がある場合などは一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、期末手当、勤勉手当及び一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ、防寒服、雨衣、手袋、靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験案内請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課採用係に請求すること。

(2) 受験申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 受験申込書に必要事項を記入し、新潟県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署・交番・駐在所に直接持参するか郵送する。

郵送する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験」と朱書きし、簡易書留等確実な方法をとること。

イ 新潟県警察ホームページから電子申請を行う。

(3) 受付期間

ア 郵送又は持参の場合

- ・平成30年7月3日（火）から8月14日（火）午後5時15分まで受け付ける。
- ・なお、郵送の場合は、8月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 電子申請の場合

- ・平成30年7月3日から8月14日午後5時15分まで受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成・決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 身体検査の実施

正 誤

「

新潟 県	佐々木 克明	新潟県新潟市秋葉区美善2-14-3	もみ、玄米	K1528042				
------	--------	-------------------	-------	----------	--	--	--	--

」

は、

「

新潟 県	佐々木 克明	新潟県新潟市秋葉区美善2-14-3	玄米	K1528042				
------	--------	-------------------	----	----------	--	--	--	--

」

の誤り。

平成30年 5 月 11 日付け新潟県告示第533号（農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更）
3 ページの

「

新潟 県	村田 貴	新潟県長岡市宝4丁目6番9号	玄米、大豆	K1516138				
	若月 一仁	新潟県長岡市東新町3丁目3番44号	玄米	K1517177				

」

は、

「

新潟 県	村田 貴	新潟県長岡市宝4丁目6番9号	玄米	K1516138				
	若月 一仁	新潟県長岡市東新町3丁目3番44号	玄米	K1517178				

」

の誤り。